

# コリンズのよくある質問集

(登録ルール編 Ver.1.3)

## はじめに

本書は、日頃ヘルプデスクに寄せられる質問の中で、特に 登録のルールについてまとめたものです。

日頃からご利用の皆さまはもちろんのこと、年1回しか登録する機会がないという方にもご利用いただけるよう、できるだけ簡単な説明になるよう努めておりますので、お問い合わせの前にどうぞご利用ください。

## 1. 登録をする前に知っておきたいこと

### 公共工事を受注しましたが、コリンズには必ず登録しなければいけませんか？

▶ 登録しなければならないかどうかは、発注機関が共通仕様書や特記仕様書で定めています。登録の必要性については、発注機関にお問い合わせください。

### コリンズの登録については、どの法律に定められていますか？

▶ 法律には定められていません。コリンズの登録は発注機関が共通仕様書や特記仕様書で定めています。

### 登録対象となる請負金額を教えてください。

▶ 税込で500万円以上の工事が登録対象です。受注時に500万円未満の工事は、発注機関から登録の指示があっても、登録はできません。

なお、請負金額が500万円以上から500万円未満へ減額となった場合には、変更登録を行ってください。工事が竣工したら竣工登録をお願いします。

**❓ 当初は、請負金額が 500 万円未満でしたが、契約変更により 500 万円を超えた場合は、どうすればいいですか？**

▶ まず、登録する必要があるかどうか、発注機関にご確認ください。登録する場合は、現在の情報（変更後の情報）で、受注登録を行ってください。その後、必要に応じて変更登録を行い、工事完了後には竣工登録を行ってください。

**❓ 民間企業から請け負った工事は、登録できますか？**

▶ 原則として、登録できません。  
登録できる工事は、以下のとおりです。

- 1) 国・都道府県・市区町村が発注した工事
- 2) 公益法人・公益民間企業（高速道路会社、電力会社や鉄道会社等）が発注した工事

なお、上記以外で、国・都道府県・市区町村等が、工事代金を拠出し、民間企業に発注を委託している工事は、登録できる場合がありますので、ヘルプデスクにお問い合わせください。


**❓ 登録にはどんな種類がありますか？**

▶ 登録には次の 3 つの登録の種類と各登録の訂正があります。訂正は登録した内容に誤りがあったときに行います。


- ①受注登録：工事を受注した時に行う登録です。
- ②変更登録：受注した工事に、工期、技術者、請負金額に変更があった場合に行う登録です。
- ③竣工登録：工事が竣工した時に行う登録です。

なお、旧システムでは請負金額によって必要となる登録の種類に違いがありましたが、現システムでは違いはありません。


## 2. いろいろな場面での登録について

 **工事請負契約を締結してから、10 日以上経過してしまいましたが、登録はできますか？**

▶ 登録できます。なお、コリンズ・テクリスセンターでは、登録期限を定めておりません。

 **以前は請負金額が 2,500 万円未満の工事は「受注登録」だけでよかったと聞きましたが、現在も同じですか？**


▶ 現在は請負金額 2,500 万円未満と 2,500 万円以上で登録に違いはありません。請負金額 2,500 万円未満の工事についても「竣工登録」を行ってください。竣工までに工期、技術者、請負金額に変更があれば、「変更登録」を行ってください。

 **請負金額が 2,500 万円以上の工事は、必ず変更登録や竣工登録をしなければいけないのですか？**

▶ はい、請負金額が 2500 万円以上、2500 万円未満に係わらず必ず竣工登録をしてください。竣工までに工期、技術者、請負金額に変更があれば、「変更登録」を行ってください。

 **どんなときに変更登録を行えばいいですか？**

▶ 技術者の配置変更、請負金額の変更、工期の変更のいずれかがあったときに、変更登録を行ってください。それ以外の変更（発注機関担当者の変更など）については、次の登録時にまとめて情報を変更していただければ結構です。

 **工期の変更や技術者の変更がありましたが、変更登録をしていませんでした。まとめて変更登録をしても構いませんか？**

▶ いいえ。技術者の配置変更、請負金額の変更、工期の変更のいずれかがあったときは、その都度、変更登録を行ってください。ただし、発注機関からまとめるように指示された場合は、その指示に従ってください。

### 竣工登録は、どのタイミングで行えばいいですか？

▶ 原則として、工事の竣工検査完了後、最終的な情報で竣工登録を行ってください。なお、検査時に竣工登録の登録内容確認書を提出しなければならない場合、検査前でも竣工登録は行えますが、検査後に情報が変更になった際は、竣工登録の訂正が必要です。

### 工事が途中で一時中止（中断）になりました。登録は必要ですか？

▶ はい。技術者の従事期間を変更する変更登録を行ってください。その際、技術者の従事期間の終わりの日は、中断日の前日としてください。

なお、工事の再開が決まりましたら、再度、変更登録を行ってください。その際、中断前の技術者の従事期間は残しておき、入力する段を変えて、再開日から工事終了日までとして入力してください。

中断(一時中止)の期間が当初の工期を経過すると「竣工登録のお願い」のメールが届きますが、再開が決まるまで何もする必要はありません。

### 工事途中で会社が倒産し、工事を継続できなくなりました。手続きは必要ですか？

▶ 原則として、実施中の工事の工事实績データを削除していただく必要があります。コリンズ・テクリスホームページより、「削除処理依頼書（コリンズ）」をダウンロードして、ご記入ご捺印の上、発注機関の了承を得て、コリンズ・テクリスセンターまでご郵送ください。

### 間違えて、不必要な変更登録を行ってしまいました。この変更登録だけを取り消しできますか？

▶ いいえ、できません。この場合の対処方法は、次のうちのどちらかとなります。発注機関にご確認の上、適切な手続きを行ってください。

- 1) 次回、変更登録が必要になったときに、新たに変更登録は行わず、今回誤って登録した変更登録に対して「訂正」手続きを行う。
- 2) 対象工事实績を削除して、受注登録からやり直す。

### 3. 技術者について

#### 技術者 1 人に対して複数の技術者 ID を持つことができますか？

▶ 技術者 ID は技術者 1 人に対して 1 つです。既に ID を保有している技術者を登録する場合、新しい技術者 ID を取得して登録することのないように、ご注意ください。

#### 技術者を事前に登録する必要がありますか？

▶ 必要ありません。初めて登録する技術者は従事する実績データの登録完了時にシステムに登録され、新規の技術者 ID が発行されます。

#### 技術者を複数の工事に重複して登録できますか？

▶ コリンズ・テクリスでは、工事实績データの登録時に、技術者の専任制の確認・重複チェックは行っておりません。配置する技術者は発注機関にご確認の上、登録してください。

#### 技術者が交代しました。

▶ 配置技術者に変更があった場合は、「変更登録」を行ってください。

変更前の技術者は、削除せずに「従事期間」を修正し情報を残してください。変更後の技術者は、新規に技術者情報を入力してください。

「変更事由発生年月日」には「実際に技術者が交代した日」を入力してください。発注機関に技術者変更届出書を提出している場合には、届出書に記載された日付になります。

### 4. 発注機関担当者の内容確認、登録のための確認のお願い、登録内容確認書について


#### 発注機関担当者が異動で転勤になりました。誰に確認してもらえばいいですか？

▶ 後任の担当者に確認を依頼してください。


#### 発注機関担当者が、メールアドレスを持っていません。

▶ 部署のメールアドレスがあれば、そちらをご利用ください。何もないときは、コリンズのヘルプデスクまでお問い合わせください。


※お問い合わせの際は、発注機関名称もお知らせください。

 「登録のための確認のお願い（通知書）」の最初のページの年月日が空欄です。自分で記入するのですか？


▶ はい、そのとおりです。「登録のための確認のお願い（通知書）」を発注機関に提出する年月日を記入してください。

 「登録のための確認のお願い（通知書）」を印刷したら、「内部確認用」と印字されています。従来の様式とは何か違うのでしょうか？


▶ 「内部確認用」と印字されている様式は、発注機関確認用ではなく、社内で事前に確認していただくための様式です。この様式は、発注機関の確認には使用できません。従来の様式（発注機関確認用の様式）は、作成した実績データを「確定」してからダウンロードしてください。

 「登録のための確認のお願い（通知書）」にサインと印鑑をもらいましたが、これは会社で保管するのですか？

▶ はい、そのとおりです。コリンズ・テクリスセンターに送付する必要はありません。なお、訂正手続きの場合は、「訂正のための確認のお願い（通知書）」等の必要書類をコリンズ・テクリスセンターに送付する必要があります。

 「登録内容確認書」は、登録完了後、何日間ダウンロードできますか？

▶ 「登録内容確認書」は登録完了後、30日間は無料でダウンロードできます。  
**30日経過後は有料（515円/件）での再発行となりますので、無料期間内にダウンロードして、保管しておいてください。**

 「登録内容確認書」に記載される登録年月日は、特定の年月日を指定できますか？

▶ いいえ、できません。登録（または訂正）が完了した日が自動的に記載されます。

## 5. J V工事について

### J V工事は、誰が登録すればいいですか？

- ▶ J V構成企業のうち、1社が代表してJ V工事としてご登録ください。

### 特定J Vと経常J Vの違いがわかりません。

- ▶ 特定J Vは、特定の工事のために結成されたJ Vです。工事完了後は、解散します。一方、経常J Vは、特定の工事のためではなく、経常的に組まれているJ Vです。

### J V（甲型）とJ V（乙型）の違いがわかりません。

- ▶ J V（甲型）は、一括施工方式のJ Vです。J V（乙型）は、分担施工方式のJ Vです。コリンズのプルダウンメニューでは、次の表記になっています。

■ J Vの種別	■ コリンズのプルダウンメニュー
【特定甲型J V】	→ 特定J V(工事ごとのJ V)
【特定乙型J V】	→ 特定乙型J V
【経常甲型J V】	→ 経常J V(継続的なJ V)
【経常乙型J V】	→ 経常乙型J V

### 設計と施工が一体型のJ V工事は、どのように登録すればいいですか？

- ▶ 原則として、一般のJ V工事と登録方法は変わりません。請負金額は、契約上の工事請負金額（設計分とは分けない総額）としてください。なお、設計会社が建設業許可を受けていない場合、事前の手続きが必要になりますので、お早めにお問い合わせください。

## 6. 料金のお支払について

### 利用料金の請求書は、いつ頃届きますか？

▶ その月のご利用料金をまとめて、翌月初旬にご請求いたします。請求書等は、概ね翌月の10日頃にお届け出来るよう発送いたします。

### 変更登録や竣工・完了登録を行ったのに、「利用料金の確認」画面が表示されません。

▶ 工事实績の登録料金は、「受注登録」のみに課金されますので、「受注登録」が終わっている工事について、「変更登録」や「竣工登録」を行った場合は、課金されません。

ただし、「受注登録」や「変更登録」のデータを引用しないで「竣工登録実績データ作成（竣工登録のみ行う場合）」のメニューから入り竣工登録を行った場合は、別工事として登録され、課金されてしまいますので、十分ご注意ください。

### ログインしたら、「未払いがあります」と表示されますが、どの工事が未払いかわかりません。

▶ お手数ですが、入金事務センターまでお問い合わせください。

入金事務センター 電話：03-3505-0466

※受付時間は、土日祝日を除く平日の9:15~12:00/13:00~17:30です。

#### コリンズについてのお問い合わせ先

TEL        03-3505-0463  
FAX        03-3505-8985  
e-mail    ct7k@jacic.or.jp

※電話の受付時間は、土日祝日を除く平日の9:00~17:00です。

以上